

## 第6章 参考資料

### 1 用語の定義

本計画における主な用語の定義は、下記のとおりです。

用語	定義
耐震改修促進法	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
特定行政庁 所管行政庁	建築主事を置く市町村の長及びその他の市町村の区域については都道府県知事、建築基準法では特定行政庁といい、耐震改修促進法では所管行政庁という。 ・耐震改修促進法に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、指導・助言・指示等を行うことができる。 ・鳥取県では、県・鳥取市・米子市・倉吉市・境港市（一定規模以下に限る）
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に着工した建築物に適用されていた耐震基準
新耐震基準	昭和56年6月1日以降に着工した建築物に適用されている耐震基準
特定既存耐震不適格建築物	新耐震基準に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するもの（耐促法第14条）
通行障害建築物	地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物 （耐促法第5条第3項第2号）
要緊急安全確認大規模建築物	地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある不特定多数の者が利用する旧耐震基準で建築された大規模な建築物 （耐促法附則第3条）
要安全確認計画記載建築物	都道府県又は市町村が指定する旧耐震基準で建築された通行障害建築物、都道府県が指定する旧耐震基準で建築された防災拠点建築物（耐促法第7条）
耐震診断義務付け対象建築物	上記「要緊急安全確認大規模建築物」及び「要安全確認計画記載建築物」

### 2 耐震改修促進計画の改定経緯

年度	計画改訂の概要
平成18年度 （第1期）	<p>平成19年3月鳥取県耐震改修促進計画策定 【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の地震防災戦略の実施期間と同じ平成27年度末までとする。</li> </ul> <p>【耐震化率の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度末の耐震化率の目標を、平成17年度時点の進捗状況を踏まえた設定 住宅：78%→86% 特定建築物：79%→89%</li> </ul> <p>【県有施設の耐震化の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内の特定建築物について、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標とする。</li> </ul> <p>【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県、市町村、県民及び建築関係団体がそれぞれ役割分担し、効率的な耐震化を促進する。</li> <li>・建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅・建築物の耐震化促進事業</li> <li>○擁壁・ブロック塀の耐震化促進事業</li> <li>○エレベーターの耐震化促進事業</li> <li>○がけ地近接等危険住宅移転事業</li> </ul> </li> </ul> <p>【地震発生時に通行を確保すべき道路の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道の建築物の耐震化が必要な「地震時に通行を確保すべき道路」として、地域防災計画で定める緊急輸送道路を指定する。</li> <li>・その上で、当該道路のうち、建築物の密集するD I D地区内の道路を「平成27年度までに沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路」として位置付け、沿道建築物の耐震化を重点的に推進する。</li> </ul>

<p>平成27年度 (第2期)</p>	<p>平成28年3月改定</p> <p>【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ平成32年度末までとする</li> </ul> <p>【耐震化率の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成32年度末の耐震化率の目標を、平成27年度時点の進捗状況を踏まえ設定 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅：86%→89%</li> <li>特定既存耐震不適格建築物：89%→90%</li> </ul> </li> </ul> <p>【県有施設の耐震化の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の特定既存耐震不適格建築物について、平成27年度までに耐震化率を100%とすることを目標としていたが、現時点で7施設は耐震化未完了であるため、平成32年度までに耐震化率を100%とすることとする</li> </ul> <p>【地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧耐震の建築物で耐震化が必要なものについて、防災拠点建築物として指定し、診断結果の報告期限は平成30年度末までとする</li> </ul> <p>【地震発生時に通行を確保すべき道路の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿道建築物の耐震診断義務付け対象道路は県の計画では指定をおこなわない</li> <li>沿道建築物の耐震診断努力義務対象道路地域防災計画で定める緊急輸送道路（第1次～第3次）について、現計画を引き継ぎ指定し、一定規模以上の沿道建築物を耐震診断等の努力義務対象とする</li> </ul>
<p>令和2年度 (一部改訂)</p>	<p>令和2年3月一部改訂</p> <p>【社会資本整備総合交付金の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅耐震化総合支援メニューに係る補助の拡充</li> <li>ブロック塀耐震対策に係る補助の拡充</li> </ul> <p>【社会資本整備総合交付金要件に対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体の庁舎に設置されたEVの二重ブレーキの設置改修の促進のため、本計画に既存EVの防災対策改修を重点的に実施する区域として県内全域を指定</li> </ul> <p>【元号の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年（5月以降）以降の記載→「令和」記載に変更</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診断義務付け対象ブロック塀の路線指定を行わない</li> </ul>
<p>令和3年度 (第3期)</p>	<p>令和4年3月改定</p> <p>【鳥取県耐震改修促進計画の実施期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県国土強靱化地域計画の計画期間と同じ令和7年度末までとする</li> </ul> <p>【耐震化率の目標の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の耐震化進捗状況を踏まえて、令和7年度末の耐震化率の目標を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅：85%→92%</li> <li>建築物：19施設(70%)→23施設(85%)</li> </ul> </li> <li>※建築物の耐震化率は、耐震診断義務付け対象建築物を評価対象とする</li> </ul> <p>【県有施設の耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内の特定既存耐震不適格建築物となる西部総合事務所米子保健所は令和6年度以降廃止、県立博物館は令和7年春以降に耐震改修を予定している。</li> <li>その他の県有施設のうち重要度が高い施設については、平成25年度から耐震診断・耐震改修を実施。耐震化未完了の10施設のうち、3施設は廃止、4施設は耐震改修又は建替え、残り3施設は対応方針を検討している。</li> </ul> <p>【建築物の耐震化の促進を図るための施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅耐震総合支援メニューによる耐震化の促進</li> <li>補助金の代理受領又は請求書払いの導入促進</li> <li>省エネ改修に併せた耐震改修の普及</li> <li>コンクリートブロック塀の撤去・改修の促進・木塀の普及</li> <li>屋根瓦の耐震対策</li> </ul>